



鳥取県公報

令和6年4月12日（金）
第9587号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県税の収納事務の委託（222）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 直ちに開示決定等を行う個人情報の一部改正（223）（県民課）・・・・・・・・ 2 鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金（224）（福祉保健課）・・・・・・ 4 生活保護法による医療機関の指定（225）（孤独・孤立対策課）・・・・・・ 6 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画 （226）（自然共生課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画の廃止 （227）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 県統計調査の実施（2件）（228・229）（循環型社会推進課）・・・・・・ 9 鳥取県立とっとり花回廊の利用料金（230）（生産振興課）・・・・・・ 11 土地改良区の定款の変更の認可（3件）（231～233）（農地・水保全課）・・・・ 13 土地改良区の解散（234）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 保安林の指定の解除予定（2件）（235・236）（森林づくり推進課）・・・・ 13 基本測量の実施（237）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 公共測量の実施（238）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 公共測量の終了（4件）（239～242）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 土地改良区の役員の就任（243）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 15 土地改良区の役員の就退任（2件）（244・245）（〃）・・・・・・・・・・・・ 16
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託（4）（図書館）・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（広報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

告 示

鳥取県告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
一般社団法人鳥取県自動車団体連合会	鳥取市丸山町233	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第223号

令和5年鳥取県告示第176号（直ちに開示決定等を行う個人情報について）の一部を次のように改正し、令和6年4月12日から施行する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
個人情報ファイルの名称等	個人情報の項目	開示の実施の方法	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	個人情報ファイルの名称等	個人情報の項目	開示の実施の方法	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略					略				
職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	〃	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	総務部行政体制整備局人事企画課	職員選考採用試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	〃	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	総務部人事企画課
	第2次試験の試験種目ごとの得点	〃	最終試験結果の通知日から1月間			第2次試験の試験種目ごとの得点	〃	最終試験結果の通知日から1月間	

	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	〃	
略				
鳥取県立看護師等養成施設入学選抜試験（鳥取県立鳥取看護専門学校に係るものに限る。）	〃	〃	〃	鳥取県立鳥取看護専門学校
鳥取県立看護師等養成施設入学選抜試験（鳥取県立倉吉総合看護専門学校に係るものに限る。）	〃	〃	〃	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
略				
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	〃	試験結果の通知日から1月間	生活環境部自然共生社会局自然共生課又は各総合事務所
略				
鳥取県立農業大学校入学選抜試験	科目別得点	〃	〃	農林水産部農業振興局農業大学校
略				

	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	〃	
略				
鳥取県立看護師等養成施設入学選抜試験（鳥取看護専門学校に係るものに限る。）	〃	〃	〃	鳥取看護専門学校
鳥取県立看護師等養成施設入学選抜試験（倉吉総合看護専門学校に係るものに限る。）	〃	〃	〃	倉吉総合看護専門学校
略				
狩猟免許試験	知識試験の得点及び技能試験の得点	〃	試験結果の通知日から1月間	生活環境部緑豊かな自然課又は各総合事務所
略				
鳥取県立農業大学校入学選抜試験	科目別得点	〃	〃	農林水産部農業振興局農業大学校
略				

採石業務 管理者試験	試験の合 否、科目 別得点及 び総合得 点	”	”	県土整備 部河川港 湾局治山 砂防課、 各総合事 務所又は 各県土整 備事務所	採石業務 管理者試験	試験の合 否、科目 別得点及 び総合得 点	”	”	県土整備 部治山砂 防課、各 総合事務 所又は各 県土整備 事務所
略					略				

鳥取県告示第224号

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立福祉人材研修センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア ホール利用料

単 位	金 額
午前（準備等の場合を除く。）	4,890円
午前（準備等の場合に限る。）	2,440円
午後（準備等の場合を除く。）	9,780円
午後（準備等の場合に限る。）	4,890円
全日（準備等の場合を除く。）	15,060円
全日（準備等の場合に限る。）	7,530円
延長時間（準備等の場合を除く。）	1,950円
延長時間（準備等の場合に限る。）	970円
時間外（準備等の場合を除く。）	1時間当たり 2,930円
時間外（準備等の場合に限る。）	1時間当たり 1,460円

備考

- この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までを、「延長時間」とは正午から午後1時までを、「時間外」とは午後5時から午後9時までをいう。（(2)の表において同じ。）
- 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

イ 研修室等利用料

区 分	単 位	金 額
中研修室	全室1時間につき	2,570円
	7分の5室1時間につき	1,840円
	7分の4室1時間につき	1,470円
	7分の3室1時間につき	1,100円
	7分の2室1時間につき	740円

第1小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
第2小研修室	全室1時間につき	1,150円
	2分の1室1時間につき	580円
学習室	1時間につき	460円
第1講師控室	1時間につき	140円
第2講師控室	1時間につき	140円
ベッド・トイレ実習室	1時間につき	1,390円
浴室実習室	1時間につき	650円
調理実習室	1時間につき	1,980円
和室実習室	1時間につき	610円
多目的工作室	1時間につき	1,260円
フリースペース	1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、それぞれ1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)の表に定める額を加算するものとする。

(2) 冷房・暖房利用料

区 分				利 用 料				
				単 位	金 額			
					福祉活動を目的とした利用の場合	左欄以外の利用の場合		
冷房	ホール	全室利用	冷房・暖房	午 前	970円	1,460円		
				午 後	1,950円	2,930円		
				全 日	3,010円	4,510円		
				延長時間	480円			
				時 間 外	730円			
暖房	中研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	510円	770円		
				7分の5室利用	冷房・暖房	1時間につき	360円	550円
				7分の4室利用	冷房・暖房	1時間につき	290円	440円
				7分の3室利用	冷房・暖房	1時間につき	220円	330円
				7分の2室利用	冷房・暖房	1時間につき	140円	220円
利	第1小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円		
				2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
用	第2小研修室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	230円	340円		
				2分の1室利用	冷房・暖房	1時間につき	110円	170円
料	学習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	90円	130円		
	第1講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円		

第2講師控室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	20円	40円
ベッド・トイレ実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	270円	410円
浴室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	130円	190円
調理実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	390円	590円
和室実習室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	120円	180円
多目的工作室	全室利用	冷房・暖房	1時間につき	250円	370円

(3) 設備利用料

区 分		利 用 料	
室 名	設 備 名	単 位	金 額
ホール	ワイヤレスマイク (ボーカル)	本	400円
	ワイヤレスマイク (ピンマイク)	本	400円
	ビデオプロジェクター	台	400円
	書画カメラ	台	400円
	スポットライト	一式	400円
	ブルーレイ・DVD・CDプレーヤー	台	400円
	コンセント	口	200円
多目的工作室	陶芸用設備 (本焼き)	一式	400円
	陶芸用設備 (素焼き)	一式	340円
フリースペース	コピー機 (白黒)	枚	10円
	コピー機 (カラー)	枚	50円

備考

- 1 ホールの項の金額は1回当たりの利用料の額を示し、利用回数は午前又は午後の区分ごとに1回とみなすものとする。
- 2 多目的工作室の項の金額は、利用者1人当たりの額を示すものとする。

2 承認年月日

- (1) 承認年月日 令和6年3月26日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子あすなるクリニック	米子市目久美町90-39	令和6年4月23日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目219	令和6年3月1日

鳥取県告示第226号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び閲覧に供する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保護管理事業計画の概要

(1) 鳥取県ヤシャゼンマイ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリングの強化、開発行為における関係機関と連携した生育地への影響の回避・低減、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

(2) 鳥取県マイヅルテンナンショウ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、ニホンジカの食害防止や採取防止による生育地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

(3) 鳥取県ナギヒロハテンナンショウ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、ニホンジカの食害防止や採取防止による生育地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

(4) 鳥取県タケシマラン保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、ニホンジカの食害防止等による生息地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

(5) 鳥取県サルメンエビネ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と

- 協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
- イ 事業の区域
県内における本種の分布域
- ウ 事業の内容
生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、採取等の禁止の徹底や保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- (6) 鳥取県ツリシュスラン保護管理事業計画
- ア 事業の目標
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
- イ 事業の区域
県内における本種の分布域
- ウ 事業の内容
生育状況や環境改変状況に係る重点的なモニタリング、生息地の自然植生の維持や採取防止による生息地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- (7) 鳥取県ミズアオイ保護管理事業計画
- ア 事業の目標
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
- イ 事業の区域
県内における本種の分布域
- ウ 事業の内容
生育状況や環境改変状況に係る重点的なモニタリング、除草作業等による生育地の保全、生育適地への移植、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- (8) 鳥取県ダイセンアシボソグ保護管理事業計画
- ア 事業の目標
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
- イ 事業の区域
県内における本種の分布域
- ウ 事業の内容
生育状況や環境改変状況に係る重点的なモニタリング、生育適地への移植、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- (9) 鳥取県ミチノクフクジュソウ保護管理事業計画
- ア 事業の目標
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
- イ 事業の区域
県内における本種の分布域
- ウ 事業の内容
生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、除草作業等による生育地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- (10) 鳥取県ベニバナヤマシクヤク保護管理事業計画
- ア 事業の目標
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と

協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、森林伐採等による急激な環境変化の防止、採取禁止の徹底、保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

(11) 鳥取県イソスミレ保護管理事業計画

ア 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育状況や環境改変状況に係るモニタリング、除草作業等による生育地の保全、採取等の禁止及び保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

2 閲覧に供する場所

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課、中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課及び西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

鳥取県告示第227号

次のとおり保護管理事業計画を廃止したので、告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

- (1) 鳥取県コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画
- (2) 鳥取県エゾカワラナデシコ保護管理事業計画
- (3) 鳥取県オキナグサ保護管理事業計画
- (4) 鳥取県ノウゴウイチゴ保護管理事業計画
- (5) 鳥取県イワガサ保護管理事業計画
- (6) 鳥取県イワギク保護管理事業計画
- (7) 鳥取県ヒメイバラモ保護管理事業計画
- (8) 鳥取県ハナゼキショウ保護管理事業計画
- (9) 鳥取県タマガワホトトギス保護管理事業計画
- (10) 鳥取県ササバギンラン保護管理事業計画
- (11) 鳥取県トケンラン保護管理事業計画
- (12) 鳥取県セッコク保護管理事業計画
- (13) 鳥取県ヨウラクラン保護管理事業計画

2 廃止年月日

令和6年3月7日

鳥取県告示第228号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
廃棄物に関する事業者アンケート調査
- 2 調査の目的
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき廃棄物処理計画を策定するに当たり、廃棄物処理に関する事業者の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内に事業所を有する産業廃棄物処分業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業場の所在地及び業種
 - イ 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出予想及び処理状況
 - ウ 産業廃棄物の最終処分に関する実態及び将来予想
 - (2) その基準となる期日
調査票入力日現在
- 5 報告を求める者
県内に事業所を有する産業廃棄物処分業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者182社
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
令和6年4月12日から同月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第229号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
廃棄物に関する県民アンケート調査
- 2 調査の目的
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき廃棄物処理計画を策定するに当たり、ごみに関する県民の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県県政参画電子アンケート会員
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア ごみ減量リサイクルへの関心、実践状況及び意向
 - イ 食品ロス削減に関する実態及び意識

ウ 生ごみ、紙ごみ及び小型家電の処理に関する実態及び意識

(2) その基準となる期日

調査票入力日現在

5 報告を求める者

調査対象の全数806人

6 報告を求めるために用いる方法

電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。

7 報告を求める期間

令和6年4月12日から同月30日まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第230号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区分		単位	金額
ア 4月1日から 6月30日まで (エの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 600円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,200円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 540円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,080円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 480円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 960円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 300円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 600円	
イ 7月1日から 11月30日まで及び 3月1日から 同月31日まで (エ及びオの場合を除く。)	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 480円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 960円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 430円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 860円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 380円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 760円

	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	240円
		高等学校の生徒	1人1回につき	480円
ウ 12月1日から 翌年2月末日ま で（オの場合を 除く。）	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 10人以上20人未 満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 20人以上のものに 限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円	
エ 5月1日から 8月31日までの 期間で午後5時 過ぎまで開園し ている場合にお いて午後5時以 降に入園すると き	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	500円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 10人以上20人未 満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	220円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	450円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 20人以上のものに 限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	400円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	120円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	250円	
オ 11月1日から 翌年1月31日ま での期間で午後 5時過ぎまで開 園している場合 において午後5 時以降に入園す るとき	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	600円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,200円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 10人以上20人未 満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	540円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	1,080円
	団体（学校行事で利 用するものを除き、 20人以上のものに 限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	480円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	960円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	300円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	600円	

(2) 駐車場使用料

区分		金額（1時間につき）
E駐車場芝広場	全面使用	800円
	半面使用	400円
屋外ステージ	入場料を徴収する場合	2,600円
	入場料を徴収しない場合	1,300円
	練習・リハーサル等	500円

B駐車場（アスファルト舗装）	全面使用	1,800円
	片面使用	900円
C駐車場（アスファルト舗装）	全面のみ	900円
D駐車場（未舗装）	全面のみ	800円
エントランス広場	全面のみ	1,000円
備考		
1 1時間未満は、1時間とする。		
2 設営準備及びリハーサル等で敷地を占有する場合も同料金とする。		
3 日をまたがって利用する場合は実利用時間に1日あたり1時間分の料金を追加する。		
4 グラウンドゴルフのホールポスト等の貸出料金は、1回あたり100円とする。		

(3) フラワートレイン利用料

区分	金額
児童又は中学校の生徒	1人1回につき 150円
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 300円
1車両専用利用（45人）	15,000円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月29日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を令和6年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を令和6年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を令和6年4月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、智頭土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第235号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町落岩字三山口718の2、718の6、718の7、719の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第236号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町福長字井原山東平ラ1088の6、1088の7
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町福長字井ノ原山西平ラ1182の64
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第237号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和6年5月27日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町

鳥取県告示第238号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量
 - 2 作業期間 令和6年3月29日から同年7月31日まで
 - 3 作業地域 鳥取市気高町下原地区
-

鳥取県告示第239号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町
- 3 終了年月日 令和6年3月22日

鳥取県告示第240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域 米子市、西伯郡南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町
- 3 終了年月日 令和6年3月22日

鳥取県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域 倉吉市及び東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 令和6年3月22日

鳥取県告示第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、航空レーザ測量）
- 2 作業地域 天神川水系直轄管理区間（倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町）
- 3 終了年月日 令和6年3月26日

鳥取県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理 事 生 原 清 明 東伯郡北栄町六尾407

令和6年3月30日就任 任期 令和7年3月31日まで

鳥取県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413

〃 酒 田 照 美 倉吉市鋤138-3

〃 吉 田 謙 倉吉市別所248

〃 明 里 徹 倉吉市谷163

〃 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2

〃 隅 哲 也 倉吉市北面169

〃 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1

〃 山 口 俊 治 倉吉市北面300

監 事 三 好 義 則 倉吉市別所495

〃 三 船 浩 司 倉吉市尾原86

令和6年3月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413

〃 酒 田 照 美 倉吉市鋤138-3

〃 徳 山 貴 美 倉吉市別所490

〃 明 里 徹 倉吉市谷163

〃 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2

〃 隅 哲 也 倉吉市北面169

〃 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1

〃 山 口 俊 治 倉吉市北面300

監 事 三 船 浩 司 倉吉市尾原86

〃 筏 津 博 文 倉吉市尾原118-1

令和6年3月28日就任 任期4年

鳥取県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3

〃 山 下 博 倉吉市東鴨41

〃 高 橋 昭 夫 倉吉市長坂町449

〃 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818

" 永 田 将 樹 倉吉市広瀬574
 " 前 田 稔 倉吉市広瀬653-1
 " 岸 田 裕 子 倉吉市長坂町539-1
 " 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213
 " 山 田 芳 信 倉吉市大宮150-1
 " 徳 永 正 一 倉吉市岩倉816-1
 監 事 堀 一 正 倉吉市東鴨76
 " 蓑 原 誠 倉吉市大宮168
 令和6年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3
 " 高 橋 保 雄 倉吉市長坂町450
 " 山 下 博 倉吉市東鴨41
 " 堀 一 正 倉吉市東鴨76
 " 蓑 原 誠 倉吉市大宮167-2
 " 宮 原 美知子 倉吉市大宮144-6
 " 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818
 " 林 雄 二 倉吉市岩倉211
 " 鎌 田 寿 雄 倉吉市広瀬220
 " 岩 崎 真 弓 倉吉市広瀬657-1
 監 事 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213
 " 岸 田 通 彦 倉吉市長坂町454
 " 伊佐田 祥 一 倉吉市北野688-9
 令和6年3月29日就任 任期4年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月12日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
公益財団法人鳥取市文化財団	〃
鳥取県教科図書販売株式会社	〃

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年3月18日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137 |
| 5 契約金額 | 新聞広告掲載 1段当たり75,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
新聞広告版下制作 1段当たり6,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
新聞広告掲載日指定 1段当たり15,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
新聞広告掲載（お詫び・訂正・職員募集） 1段×1センチメートル当たり15,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）
県政テレビ番組案内掲載 1回当たり21,875円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課
鳥取市東町一丁目220 |